

(5) 第1号被保険者の保険料段階区分と介護保険料基準額

(第8期計画期間中 令和3年度～令和5年度)

所得段階	対象者	保険料比率	保険料額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 住民税非課税世帯で本人課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額 ×0.30※	24,480円
第2段階	住民税非課税世帯で本人課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.50※	40,800円
第3段階	住民税非課税世帯で本人課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	基準額 ×0.70※	57,120円
第4段階	本人が住民税非課税者(世帯に住民税課税者がいる)で本人課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額 ×0.9	73,440円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税者(世帯に住民税課税者がいる)で本人課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	基準額 ×1.0	81,600円
第6段階	住民税課税者で合計所得金額120万円未満の人	基準額 ×1.2	97,920円
第7段階	住民税課税者で合計所得金額120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	106,080円
第8段階	住民税課税者で合計所得金額210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	122,400円
第9段階	住民税課税者で合計所得金額320万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.7	138,720円
第10段階	住民税課税者で合計所得金額400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.75	142,800円
第11段階	住民税課税者で合計所得金額600万円以上800万円未満の人	基準額 ×1.8	146,880円
第12段階	住民税課税者で合計所得金額800万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×1.85	150,960円
第13段階	住民税課税者で合計所得金額1,000万円以上の人	基準額 ×1.9	155,040円

※低所得者保険料軽減のために公費が投入されるため「第1段階は0.45から0.30」「第2段階は0.75から0.50」「第3段階は0.75から0.70」に引き下げています。

この保険料段階設定にあたっては、第9段階層を細分化し、13段階を設定しております。

第1号被保険者の保険料については、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者数と要介護認定者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等をもとに適正に設定しました。

その結果、必要となる介護保険料基準月額が7,195円余りとなりました。

第8期の介護保険料水準を維持するために介護給付費準備基金（残高81,183,000円）を60,000,000円取崩し充てることにより、本町の令和3年度から令和5年度までの介護保険料の基準額を月額6,800円としました。

介護保険料基準額は、全国的には上昇傾向にありますが、本町の介護給付費等の総額（本計画のP80参照）は減少していくものと推計しております。

また、介護給付費準備基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、長期に渡って多額の基金残高を保有することは、保険給付のためにお預かりした保険料の用途目的として適切ではありません。そこで、第8期において、上記金額を取崩し、保険料負担の軽減を図ります。

今後この介護保険料の基準額が再度上昇しないように抑制するためにも、地域包括ケアシステムの深化に向けて「高齢者の介護予防」「高齢者の生活支援」の観点からの取組を強化していきます。